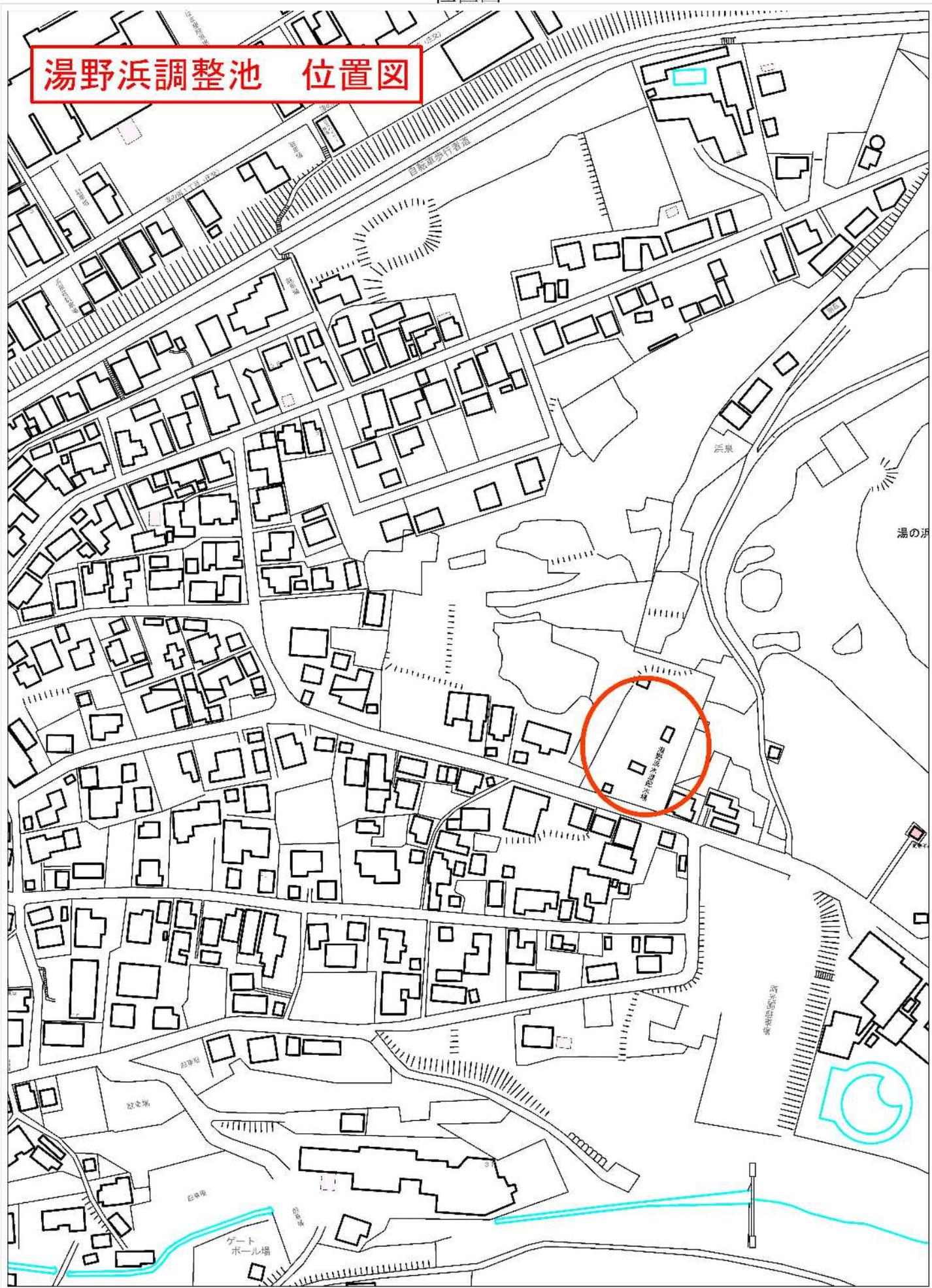


湯野浜調整池 位置図



| 照査者 | 設計者 |
|-----|-----|
|     |     |

## 湯野浜調整池フェンス更新工事

工事場所  
鶴岡市湯野浜二丁目地内

鶴岡市上下水道部







# 湯野浜調整池フェンス更新工事

## 特記仕様書

令和7年5月

鶴岡市上下水道部 水道課

# 第1章 総 則

## 第1節 一般事項

### 第1条 概 要

本仕様書は、湯野浜調整池フェンス更新工事に適用するものである。

### 第2条 週休2日確保工事

- 1) 本工事は、鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領に基づく発注者指定型の週休2日（月単位）確保対象工事である。
- 2) 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするとし、監督職員と協議の上決定する。
- 3) 発注者が設定する準備期間は30日間、後片付け期間は15日間とする。



(図) 工事標示板への明示の例

### 第3条 関係法令、規格基準等の遵守

本工事に関わる機器、諸材料及び施工基準については、関係諸法令、規格、基準等を遵守しなければならない。下記を適用するものとする。

- 1) 日本工業規格 J I S
- 2) 日本水道協会規格 J W W A
- 3) 日本電気工業会標準規格 J E M
- 4) 水道法及び水道施設基準
- 5) 電気設備技術基準（通産省令）
- 6) 内線規定（電気技術基準調査委員会）
- 7) 建設業法
- 8) 建築基準法
- 9) 労働安全衛生法
- 10) その他関係する諸法令規則

#### 第4条 補完の義務

請負者は、設計図書・仕様書に明記されていなくても法規上・施工上又は目的とする機能のために当然必要を認められるものについては、担当職員（以後監督員とする）と協議の上、決定する。

#### 第5条 書類の提出

請負者は、指定の日までに監督員の定める様式による書類を提出しなければならない。提出した書類に変更を生じた時は、速やかに変更届を提出しなければならない。

#### 第6条 提出図書

請負者は、下記の書類を提出すること。部数については監督員の指示による。

- 1) 納入仕様書
- 2) 完成図
- 3) その他必要な書類及び図書

#### 第7条 手続きの代行

本工事中、監督官庁その他の手続きを要するものは、請負者で申請届け出に必要な図書を作成し、手続き一切を行うものとする。

#### 第8条 変更、補修等

本工事中、建築構造、機械設備等の関係で起こる設置位置の軽微な変更は、請負金額に関係なく施工すること。

#### 第9条 保安対策

本工事の施工に当たっては、労働安全衛生法を遵守し、就業者に対しては常にこれを徹底させるとともに安全作業に対する十分な施策を行い、安全責任者を定めて管理しなければならない。

#### 第10条 環境衛生

本工事は、公共水道事業所であるから、環境衛生には十分注意し、不用の場所には立ち入らないように特に注意すること。

#### 第11条 工事の検査

請負者は、次のいずれかに該当する時は、直ちに監督員に通知し、検査を受けなければならない。

- 1) 工事が完成した時（完成検査）
- 2) 工事の施工中でなければその検査が不可能な時又は著しく困難な時（中間検査）
- 3) 工事の手直しが完了した時（手直し検査）

## 第12条 受渡し

受渡期日は、現場設置完了後、立会試験及び竣工試験に合格した後とする。

## 第2節 各工事の共通仕様

### 第1条 仮設

本工事に必要な電気、水等の設備は、監督員と協議の上、決定し施工する。これに係わるすべての費用は請負者の負担とする。

### 第2条 工事用機械器具等

工事用の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用しなければならない。監督員が不相当と認めた時は速やかにこれを取り替えなければならない。

### 第3条 施工方法

本工事に関する撤去・設置は、図面又は特記仕様書に示す通りとする。

### 第4条 工程の進行

請負者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討して、工事の円滑な進行を計らなければならない。

### 第5条 就業時間

工事施工の就業時間については、予め監督員と協議しなければならない。

### 第6条 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を計らなくてはならない。

### 第7条 工事記録写真

- 1) 請負者は、工事全般にわたって監督員の指示により工事過程を段階的に撮影編集し、工事検査の際、写真帳として提出しなければならない。
- 2) 既存の構造物その他で撤去、取り壊し等をするもので、監督員が指示した場合、現況を撮影しなければならない。
- 3) 工事施工後、外部から目視出来ない箇所は、原則として撮影しなければならない。

### 第8条 単位

基本単位、誘導単位及び補助計算単位は、計量法によること。

## 第9条 材料の規格

設計図書にその品質規格が明示されていない材料は、全て日本工業規格（J I S）日本水道協会規格（J W W A）等に適合しなければならない。

但し、規格のないものについては市場品中級同等の品質を有するものとする。

## 第2章 資材仕様

### 第1節 フェンス材料

#### 第1条 使用資材

使用資材については、監督職員に資材承認願函を提出し、承認を得なければならない。

#### 第2条 資材の発注

資材の発注については、現地調査による必要資材の確認を行い、監督職員にフェンス配置図を提出し、監督職員の承認を得た後に行うこと。

#### 第3条 資材納入時の確認

納入資材については、納入時点で品質や規格について必ず確認すること。

#### 第4条 資材の保管

使用資材は平坦な場所に敷いた緩衝材の上に保管することとし、雨等を避けるためにシート等で覆い品質を確保すること。また、強風等で飛散することのないよう処置を施すこと。

# 湯野浜調整池フェンス更新工事

ネットフェンス施工箇所  
 施行延長 L=135m

1.8m × 36sp = 64.8m

1.8m × 20sp = 36m

1.8m × 18sp = 32.4m

1.1m + 0.7m = 1.8m

メッシュフェンス門扉施工箇所

両開門扉 W=4m

メッシュフェンス施工箇所

L=40m

第2調整池上屋 (6'×7'室)

第2調整池 (190m<sup>3</sup>)

樹木 (松)

樹木 (松)

第1調整池上屋 (6'×7'室)

第1調整池 (450m<sup>3</sup>)

電気、ポンプ室

## 各部施設名

|   |                       |
|---|-----------------------|
| ① | 送水ポンプ@ 3              |
| ② | 送水ポンプ操作盤              |
| ③ | 計装盤                   |
| ④ | 遠方監視装置子盤              |
| ⑤ | 無停電電源装置 (UPS) ※R2年度撤去 |
| ⑥ | 電源盤                   |
| ⑦ | φ150定水位弁              |
| ⑧ | NTT保安器                |

|      |            |
|------|------------|
| 施設名称 | 湯野浜調整池     |
| 図面名称 | 施設配置、場内配管図 |
| 縮尺   | 1 / 200    |

φ150加茂地区へ送水  
 φ250低区配水区域へ  
 φ100高区配水区域へ  
 φ300高区配水区域へ

排水槽

低区流量計

加茂流量計

フェンス

門扉

入口

水位計

オーバーフロー管

φ150連絡管

調整池No.2

調整池No.1

電柱

φ6.5逆止弁

ポンプ井

通気筒

入人口

φ2000HP

φ3000HP

φ2000HP

φ1500HP

φ1500HP